

# 会津大学奨学寄附金取扱規程

(平成18年 4月 1日規程第60号)

## (趣旨)

第1条 この規程は、会津大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金の取扱い等に関して必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学寄附金 次に掲げる事業にかかる経費に充てることを目的に寄附される現金等であって、対価の授受を求めないものをいう。
  - イ 学生に対し、修学その他の支援を行うための事業
  - ロ 大学以外の者との連携による教育研究活動のための事業
  - ハ 大学における教育研究活動や教育研究成果の活用を促進するための事業
  - ニ 寄附講座の開設など学生等以外の者も対象とする学習機会を提供するための事業
  - ホ その他教育及び学術研究を目的とする事業
- (2) 研究助成金 奨学寄附金のうち、応募や申請等を行った研究助成団体等事業の採択に伴い、当該事業実施のため、当該研究助成団体等から支給されるものをいう。
- (3) 部局長 会津大学学内運営組織等に関する規定（平成18年4月1日規定第10号）第2条第2項に定める者をいう。

## (奨学寄附金の受入れの制限等)

第3条 次の各号に掲げる奨学寄附金（以下「寄附金」という。）は、これを受入れることができない。

- (1) 財政負担及び人員増を伴う寄附金
  - (2) 土地、建物及び附属施設を取得することを目的とする寄附金
  - (3) その他学長が特に支障があると認める寄附金
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受入れることができない。
- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
  - (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらの権利をうける権利（以下「工業所有権等」という。）を寄附者に譲渡し又は使用させること。
  - (3) 寄附者が寄附金の使途について調査を行うこと。
  - (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部の寄附を取り消すことができること。
  - (5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件
- 3 寄附者から特定の教員（公立大学法人会津大学職員就業規則（平成18年規程第36号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）を指定した寄附の申込みがあ

り、受け入れが承認された寄附金は、当該教員の研究活動等のための直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び間接経費（直接経費の10%を標準とする。）に充てる。なお、特定の教員を指定せずに寄附された寄附金についてはこの限りではない。

- 4 研究助成金を教員に配分するときは、前項に準じる。ただし、研究助成団体等からの助成の条件として直接的な研究経費以外の使途が認められていないときはこの限りではない。

#### （寄附の申込）

第4条 寄附の申込みをしようとする者は、寄附申込書（様式第1号）を、部局長を経由して学長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究助成金については、当該研究助成団体等からの採択通知等の提出をもって、申込みに代えることができるものとする。

#### （寄附の受入れの承認）

第5条 学長は、寄附の申込みがあった場合は、会津大学共同研究等受入審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を徴し、これを適当と認めるときは当該寄附金の受入れを承認するものとする。

- 2 学長は、寄附の受入れを承認した場合は、寄附申込承諾書（様式第2号）により当該寄附申込者に通知するものとする。

#### （庶務）

第6条 奨学寄附金に関する庶務（ただし、経理に関するものを除く。）は、事務局企画連携課において行う。

#### （補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱い等に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、2017年12月20日から施行する。